

＜令和 2 年度 事業計画＞

日本赤十字社長崎県支部は、明治 21 年に長崎委員部の創設以来、今日まで人道・博愛の精神を基調として赤十字の諸活動を展開しております。

令和 2 年度も、県民の皆様のご協力をいただきながら、長崎県支部及び各地区・分区、日赤長崎原爆病院、日赤長崎原爆諫早病院、長崎県赤十字血液センターが一体となって、人々の苦痛を予防・軽減し、健康の増進及び社会福祉増進のために積極的に事業の推進を図り、赤十字の使命達成に努めてまいります。事業計画のあらまきは、次のとおりです。

1. 災害救護

災害救護は赤十字に課せられた大きな使命であり、最も重要な任務として日本赤十字社法に定められています。

また、災害救助法及び災害対策基本法、国民保護法等により、指定公共機関として国・地方公共団体への協力が義務づけられていることから、「日本赤十字社長崎県支部 災害救護計画」に基づき災害等発生時における救護体制を整えています。

本県はこれまでに、諫早大水害（昭和 32 年）、長崎大水害（昭和 57 年）、雲仙普賢岳噴火災害（平成 3～8 年）を経験し、また、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震災害、平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害等では日赤全社をあげて救護活動に取り組みました。

今後発生する可能性が極めて高い南海トラフ地震に備え、国が平成 27 年 3 月「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を策定したことに合わせ、日本赤十字社としても国の同計画に沿って、「日本赤十字社南海トラフ地震対応計画」を平成 27 年 12 月に、「日本赤十字社第 6 ブロック南海トラフ地震対応計画」を平成 28 年 7 月に策定いたしました。

令和 2 年度も、大規模災害に備えた救援物資の備蓄、救護用資機材の整備、常備救護班の訓練及び各種研修をより充実させる等、万全の救護体制を整えます。

(1) 常備救護班

災害が発生すると、医療救護班はいち早く被災地に出動し、傷病者及び避難者の救護を行います。

救護にあたっては、迅速かつ適切な活動を行うため平時から常備救護班を編成し、医薬品と救護資材の点検及び要員の訓練を行いながら、いつでも出動できる体制を整えています。

当支部では、長崎原爆病院に 5 個班、長崎原爆諫早病院に 2 個班、血液センターには看護師と主事による救護班支援要員を配備し有事に備えています。

なお、平成 29 年度より当支部独自の取り組みとして救護班に薬剤師を配置し、被災者への薬剤指導等にも対応できるようにしています。

* 常備救護班の編成

(単位：人)

職 種 区 分	医 師 (班長)	看護師長	看護師	薬剤師	主 事	計
1 個班の編成基準	1	1	2	1	2	7
常備要員数	7	7	20	7	18	59

(2) 災害派遣医療チーム：DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームです。

当支部管内では、長崎原爆病院が長崎DMAT指定病院として指定されています。

* DMATの編成 [令和元年 12 月 31 日現在]

(単位：人)

職 種 区 分	医 師	看 護 師	連 絡 調 整 員	計
1 チームの編成基準	1	2	1	4
DMAT認定要員数	2	5	3	10

(3) 原子力災害スクリーニングチーム

原子力災害が発生した場合、直ちに長崎県作成の原子力災害対策マニュアルに従い、常備救護班と同様に救急救命の迅速な対応を行います。

そのため、当支部は長崎原爆病院及び長崎原爆諫早病院にスクリーニングチームを編成して有事に備えています。

* 原子力災害スクリーニングチームの編成

(単位：人)

職 種 区 分	医 師	看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	事 務	計
1 チームの編成基準	1	2	1	1	5
常 備 要 員 数	2	4	2	2	10

(4) 災害救護訓練の実施

各種災害に最も効果的な救護活動を実施するため、平素から救護班要員に対する教育訓練を行い、その資質の向上と災害救護体制の確立を図ります。

特に行動の基礎となる明確な号令及び救護活動の規律と連帯感を養い、救護班の行動を迅速かつ確実なものにするための訓練を実施します。

令和 2 年度も救護班要員のスキルアップ及び災害対策本部機能の充実を図るべく、次の訓練を実施するとともに地方公共団体主催等の総合防災訓練にも参加します。

①九州八県支部合同災害救護訓練

この訓練は、大規模災害が発生した場合を想定し、九州各県支部相互の協力支援体制の確立を図ることを目的に九州各県の輪番制で実施しており、実際の災害に即した総合的な訓練を実施します。

令和 2 年度は宮崎県支部が開催担当県として、九州各県支部救護班の相互支援体制及び関係機関との協働体制の連携強化を目的とした合同災害救護訓練を実施します。

②常備救護班要員研修会

不測の災害に迅速かつ的確な救護活動が行えるよう、基礎行動訓練をはじめ救護資機材の取り扱い、救護所設営及び応急手当を重点に、管下全施設の救護班要員を対象に訓練を実施します。

また、これに加え、常備救護班要員中級研修として災害を想定した「実働訓練」等の研修を実施します。

③こころのケア研修会

災害による被災者及び救助者自身が被る心理的影響（ストレス）の特性と「こころのケア」の重要性について理解を深め、従来の救護活動に加えて被災者に対するこころのケアの実施及び救護班要員等のこころのケアに関する対処方法を習得するための研修を行います。

④防災訓練への参加

県内の各防災関係機関との連携を図ることを目的に、地方公共団体主催等総合防災訓練に積極的に参加します。

各訓練には、当支部職員・常備救護班・血液供給要員・地域赤十字奉仕団・特殊赤十字奉仕団（無線・救急法）等が参加する予定です。

- ・長崎県総合防災訓練（壱岐市）
- ・長崎市総合防災訓練
- ・諫早市総合防災訓練
- ・その他 自治体が主催する防災訓練

⑤海上保安庁及び関係機関との業務協力

当支部と長崎海上保安部は、昭和 30 年に「非常災害時救助業務に関する協定」を締結しています。

令和 2 年度も協力体制の強化及びその他の関係機関とも連携強化に努めます。

⑥DMAT 研修会

災害の急性期（発災後 48 時間以内）にいち早く被災地へ出動し、救護活動を実施するための技術や関係機関との調整能力のレベルアップを図るため研修・訓練に参加します。

- ・九州ブロック DMAT 技能維持研修
- ・九州ブロック DMAT 実働訓練

⑦防災ボランティアの養成

当支部の調整の下、災害発災初期の連絡体制の確立と防災ボランティアセンターの立ち上げに必要な知識や技術、人命を守るための知識や技術を習得するための研修会・演習等を実施し、赤十字防災ボランティアの養成と組織作りに努めます。

特に災害時の情報収集機能向上を目的として、無線奉仕団等の連携強化を推進します。

また、被災地における救護や復旧等の活動に積極的に参加・協力する各赤十字奉仕団のほか、赤十字防災ボランティアの個人登録者の募集に努めます。

その他、各地区・分区、赤十字奉仕団及び行政機関や長崎県 LP ガス協会等関係団体と連携した各地域での防災教育事業の推進に努め、防災・減災体制の強化を図ります。

◎防災ボランティア個人登録者数 [令和元年 12 月末現在]： 79 名

(5) 臨時救護の実施

県内各地で開催される公共的な集会や行事において、主催者の依頼に応じて、事故やケガ、急病人への対処に備え、長崎原爆病院・長崎原爆諫早病院の協力を得て、救護員（医師・看護師等）を派遣します。

◎令和2年度派遣数（予定）：15回／延べ50名

(6) 救護装備の整備

災害発生時に救護活動が迅速かつ適切に行えるよう必要な資機材の整備を図ります。

[支 部]

- ・救護用品補充（医療資器材）
- ・救援物資補充

[地区・分区]

- ・災害救援車配備 4台
- ・ワンタッチ式テント 4台

(7) 救援物資の備蓄

日赤本社整備の毛布や緊急セットのほか、当支部独自でタオル・バスタオル・タオルケット・ブルーシート等を備蓄し、災害発生時には即時配布できるよう当支部と各地区・分区に分置して緊急時に備えています。

(8) 赤十字看護師の養成

病院での看護業務や国内災害救護のみならず、国際的にも活躍できる赤十字看護師の養成を図ります。

今年度も、4月から日本赤十字九州国際看護大学へ入学する学生で県内出身者の中から、奨学生2名を採用し養成します。

(9) 義援金及び救援金の募集

災害救護業務の一環として、国内における大雨や地震等の災害による被災者を支援するため、義援金の募集を積極的に実施します。

また、海外において紛争や自然災害で苦しむ人々を支援するため、日赤本社や各関係機関と協力して救援金の募集を実施します。

2. 救急法・健康生活支援講習等の講習

(1) 救急法救急員の養成、救急法短期講習の開催

AEDを用いた心肺蘇生、きずや骨折等の手当の講習会を積極的に実施し、赤十字救急法の普及を目指します。また、各地区・分区の協力もいただきながら開催地域を拡大し、一人でも多くの受講者確保に努めます。

さらに、企業や団体との「社会のためのパートナーシップ」として、互いに協力して救急法を普及することによって社会貢献していくという良好な体制作りを目指します。

その他、県内の各小・中・高校の児童・生徒を対象とした救急法講習を開催し、『健康・安全』を実践目標の一つに掲げている青少年赤十字の加盟促進とともに、災害学習に特化した講習普及に努めます。

講 習 会		令和2年度	
		回 数	受講予定者数
救急法	救急法基礎講習	11回	400人
	救急員養成講習	11回	300人
	短期講習	60回	3,000人
	イベント等	1回	200人

(2) 水上安全法救助員の養成、水上安全法短期講習の開催

水の事故から生命を守るための知識と技術、水を活用した健康増進の普及を図ります。

スイミングスクールや県内の水泳施設などへの受講案内や、県内の学校教育関係機関に対し、児童・生徒及び保護者対象の着衣泳や救助法体験等の短期講習を実施し、広く一般市民への普及啓発に努めます。

講 習 会		令和2年度	
		回 数	受講予定者数
水上安全法	救助員Ⅰ養成講習（プール）	2回	20人
	救助員Ⅱ養成講習（海）	1回	10人
	短期講習	25回	1,000人
	イベント等	1回	500人

(3) 健康生活支援員の養成、健康生活支援短期講習の開催

今後も増加する高齢者の自立を目指し「高齢者の健康と安全」「認知症予防と地域で支える認知症」「日常生活における介護予防と介護技術」を柱とした講習会を実施します。

地域包括ケアシステムにおける「生活支援・介護予防・認知症予防」に健康生活支援講習が貢献できるよう、まずは、赤十字職員（病院施設など）や地域奉仕団を対象に講習を開催します。このことは、2040年を目途に構築される地域包括ケアシステムで活躍する質の高い赤十字ボランティアの養成にも繋がることとなります。

令和2年度も、行政及び各種団体等との連携をはじめ県下の各地区・分区と連携を取りながら、災害時における高齢者支援等の短期講習を中心として、特に災害学習に特化した講習について多くの方への普及を推進していきます。

また、救急法講習とともに既存の青少年赤十字加盟校をはじめ、青少年赤十字のさらなる加盟促進の一環として、授業（総合的な学習の時間など）等での取り組みを推進します。

講 習 会		令和2年度	
		回 数	受講予定者
健康生活支援講習	支援員養成講習	5回	100人
	短期講習	40回	800人
	災害時高齢者生活支援講習	15回	450人

(4) 幼児安全法支援員の養成、幼児安全法短期講習の開催（企業・団体とのタイアップ）

子供に起こりやすい事故の予防と手当、家庭内での看病の方法、地域での子育て支援等についての講習会を実施します。平成 26 年から「災害時乳幼児支援」が新たに追加されたことに伴い、特に幼児安全法支援員養成講習を多くの方々に普及していきます。

また、行政機関及び各種企業・団体と連携し、特にニーズが高いと思われる幼稚園や保育園に積極的に働きかけ、乳幼児に効果的な一次救命処置の手順について保育士や保護者の方々に普及します。

昨年度に引き続き、地域奉仕団を対象とした短期講習を開催することで、地域での子育て支援を強化します。

講習会		令和 2 年度	
		回数	受講予定者
幼児安全法	支援員養成講習	4 回	80 人
	短期講習	50 回	1,000 人
	災害時乳幼児支援講習	10 回	200 人

(5) 救急法・水上安全法普及イベント等の実施

赤十字奉仕団の主体性を重視し、救急法や水上安全法のイベントを通じて事故防止の普及に努めます。また、マスメディアの取材を通じて、赤十字事業への理解を促進します。

3. 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的な活動を実践しようとする最も良き理解者として赤十字事業を支えています。

奉仕団活動を充実させるため赤十字ボランティアとしての各種研修会を開催し、奉仕団育成強化を図ります。

加えて、災害時に必要な支援活動の知識と技術を身に付けることを目的とした防災セミナー等を実施し、災害時に即応できる「赤十字防災ボランティア」を養成します。

県内各地域で赤十字防災ボランティア体制を構築する目的として、地域赤十字奉仕団、各地区・分区、地域自治体等及びNPO等関係団体との連携強化を図り、県下全域での防災セミナー等の開催を積極的に推進します。

また、地域赤十字奉仕団等と各学校との連携強化を図り、特に児童・生徒を対象とした防災教育の支援に努めます。

(1) 赤十字奉仕団の現況 [令和元年 12 月 31 日現在]

奉仕団名		団 数	団員数
地域奉仕団		31 団	5,863 人
青年奉仕団		0 団	0 人
特殊 奉仕団	無線奉仕団	1 団	105 人
	救急法奉仕団	1 団	45 人
	水上安全奉仕団	1 団	19 人
	看護奉仕団	1 団	5 人
	青少年赤十字賛助奉仕団	1 団	25 人
	芸能奉仕団	1 団	14 人
	隊友会佐世保奉仕団	1 団	50 人
計		38 団	6,126 人

(2) 本社主催行事

- ・赤十字奉仕団中央委員会 5月 日赤本社
- ・全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会 7月 福島県
- ・奉仕団活動推進会議（仮称）※令和2年より開始 9月 日赤本社
- ・赤十字奉仕団支部指導講師研修会 令和3年2月 日赤本社

(3) ブロック主催行事

- ・第6ブロック赤十字奉仕団委員長及び担当課長会議 令和3年1月 福岡県

(4) 支部主催行事

- ・赤十字奉仕団支部委員会 (年1回)
- ・ボランティア基礎研修会[地域・特殊奉仕団対象] (年3回)
- ・防災ボランティア基礎研修会 (年1回)
- ・防災ボランティア地区リーダー養成研修会 (年1回)
- ・防災ボランティアこころのケア研修会 (年1回)
- ・赤十字防災ボランティア総合演習 (年1回)

4. 青少年赤十字

青少年赤十字は、児童・生徒が実践目標である『健康・安全』『奉仕』『国際理解・親善』を通して、態度目標である『気づき』『考え』『実行する』という習慣を身につけ、「世界の平和と人類の福祉」に貢献できる人格を育成することを目的としています。

また、『健康・安全』の一環となる救急法や防災・減災教育等のセミナーや講習会の実施、海外たすけあい募金や災害被災者救援への義援金募集活動等に取り組みます。

①青少年赤十字防災教育セミナーの開催

県内各市・町教育委員会とタイアップして、本社が作成した青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」を活用する研究推進校を設け、さらに全ての加盟幼稚園・保育園に配布した「ぼうさいまちがいさがし」を活用して、広く防災教育の普及を図ります。

②新規加盟の促進

県・各市町教育委員会及び県PTA連合会等の支援をいただきながら、青少年赤十字指導者協議会並びに青少年赤十字賛助奉仕団及び地域赤十字奉仕団等と連携し加盟促進に努力してまいりました。その結果として、令和元年度（12月現在）は、県内の加盟率は35.2%となり、平成25年度から目標としてきた加盟率全国平均超えを達成することができました。（平成30年度末全国平均34.9%）

③加盟校の支援強化

新たに加盟する学校に対しては、初期活動を円滑にするために新規加盟校活動助成金の交付等を行います。

青少年赤十字研究推進校指定助成事業については、教育委員会とタイアップして防災教育の充実を中心として、より一層の活動支援に取り組みます。また、青少年赤十字賛助奉仕団、指導者協議会をはじめ地域奉仕団と連携を図り、加盟校訪問を強化します。

* 県内 青少年赤十字加盟状況

区分	年度	令和2年度目標 (学校数)	令和元年12月31日現在
			学校数
幼稚園・保育園		48園	45園
小学校		125校	117校
中学校		70校	67校
高等学校		28校	27校
特別支援学校		5校	4校
計		276校	260校

(1) 本社主催行事

- ・ 青少年赤十字全国指導者協議会総会 6月 日赤本社
- ・ 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター
指導者養成講習会 休止
- ・ 青少年赤十字国際交流事業 11月 日赤本社
- ・ 指導主事対象青少年赤十字研究会 令和3年1月 日赤本社
- ・ 青少年赤十字スタディー・センター 令和3年3月 山梨県

(2) ブロック主催行事

- ・ 青少年赤十字指導者養成講習会 8月 沖縄県
- ・ 青少年赤十字指導者協議会長並びに支部担当者会議 隔年開催で開催なし

(3) 支部主催行事

- ・ 長崎県青少年赤十字指導者協議会総会 5月 県支部
- ・ 長崎県青少年赤十字
リーダーシップ・トレーニング・センター 8月3～5日 諫早市
- ・ 長崎県青少年赤十字
国内（隣県）交流会 8月下旬 佐賀県
- ・ 長崎県青少年赤十字指導者研究会 令和3年2月 県支部

5. 福祉事業

少子高齢社会の進行の中で、特に在宅の高齢者（要介護・ひとり暮らし・老夫婦世帯等）及び乳幼児の子育て支援を推進するため、自治体及び各種団体等と連携を図り、介護職員研修会や保育サポーター養成講習等に講習指導員を派遣します。

また、赤十字奉仕団員を中心に地域における子育て支援や、在宅訪問サービス活動を推進します。

(1) 介護職員研修会への指導員派遣(委託事業)

介護職員研修会は、在宅や施設で高齢者の生活を支援する介護職員を養成し、高齢社会に対応するため実施するものです。

介護技術の指導について、平成31年度も主催団体からの依頼に応じ、健康生活支援講習指導員の派遣指導を行います。

また、講習指導員は看護師の有資格者であるという特性を生かし、「たんの吸引及び経管栄養の医療的ケア」に関する講習会を担当していきます。

研 修 会		令和2年度	
		延べ回数	受講予定者延べ数
介護員養成実技研修会 (委託事業)	初任者研修	5回	100人
	実務者研修	25回	500人

(2) 地域福祉活動・子育て支援事業

① 幼児安全法の普及促進

子どもの健康支援と事故予防に関する幼児安全法講習の促進を継続します。

② 地域の子育て支援者養成

社会福祉協議会が主催する地域の子育て支援者養成研修会において、定期的に『子供の安全・事故予防・一次救命処置』等の講習を実施します。

③ 地域子育て支援事業

諫早市赤十字奉仕団等による小学校等の授業参観や各種行事中の託児活動を実施します。

また、松浦市赤十字奉仕団および時津町赤十字奉仕団による、親子を対象とした体験学習を実施します。

④ 地域高齢者生活支援活動推進事業

長崎市赤十字奉仕団等による独居老人宅を訪問しての声掛け活動を実施します。

また、青少年赤十字と地域高齢者との交流会を開催します。

6. 国際活動

この事業は、赤十字国際活動に対する職員、青少年赤十字及びボランティアのなご一層の意識高揚を図ることを目的としています。その一環として令和2年度も次の事業を実施します。

また、本事業を通じて日本の青少年が、各国の青少年の直面する紛争、貧困、衛生等様々な問題を共に考え交流し、理解を深めていきます。

(1) 「NHK海外たすけあい」募金キャンペーン

日本赤十字社では、毎年 12 月 1 日～25 日の期間においてNHK（日本放送協会）並びにNHK厚生文化事業団との共同で「NHK海外たすけあい」募金キャンペーンを実施しています。

この募金は、世界各地で多発する自然災害や紛争等による犠牲者の緊急救援及び発展途上国において、各国赤十字社が実施している保健衛生・災害対策事業等の開発協力を行うことを目的としています。

本県においても、支部事務局職員・施設職員、各赤十字奉仕団、青少年赤十字メンバーらによる街頭募金活動等県民の皆様に積極的な協力の呼びかけを実施します。

- ・ 県下各地域での街頭募金活動及び各イベントでの募金活動
- ・ 支部事務局、日赤長崎原爆病院、日赤長崎原爆諫早病院、血液センターでの受付窓口の設置及び各関係団体等への協力依頼
- ・ NHK各放送局受付窓口の設置

(2) 中国紅十字会上海市分会との友好交流

長崎県と上海市は友好都市提携を締結しており、その一環として平成 15 年度から当支部と中国紅十字会上海市分会との訪問・受入により国際交流事業を実施しています。

交流・学習を通じて両国の結びつきを深め、赤十字ボランティア・青少年赤十字の理解促進を目的としています。

なお、現時点では交流事業(2カ年)の覚書締結には至っておりませんが、令和2年度は8月に大学生ボランティア・職員の構成による中国紅十字会上海市分会長崎訪問団が来県を予定しています。

7. 赤十字思想の普及事業

多くの方に赤十字活動へのご理解とご協力をいただくため、全国一斉にキャンペーンを行うなどPRに努めます。

(1) 全国赤十字大会

- ・ 期 日 令和2年5月
- ・ 場 所 東京都 明治神宮会館
- ・ 参加者 本県からの参加者は、地区・分区、赤十字奉仕団及び赤十字関係者等

(2) 九州八県赤十字大会

- ・ 期 日 令和2年11月
- ・ 場 所 大分県
- ・ 参加者 本県からの参加者は、受章者のほか、地区・分区、赤十字奉仕団及び赤十字関係者等

(3) 赤十字ふれあいフェスタ

- ・ 期 日 令和2年5月
- ・ 場 所 長崎市
- ・ 内 容 救急法、健康診断、献血推進など「赤十字運動月間」イベント
- ・ 参加者 赤十字奉仕団及び赤十字関係者等

(4) 長崎県赤十字有功会総会

- ・期 日 令和2年7月
- ・場 所 長崎市
- ・参加者 有功会員その他約100名

8. 赤十字活動資金の募集

(1) 赤十字運動月間

5月を「赤十字運動月間」として、県内各地区区分においてポスターの掲出・パンフレットの配布を行うとともに、テレビ・新聞による広告や路面電車への広告掲載、商店街に大型看板とバナーを設置、長崎市の稲佐山電波塔のライトアップ運動等の広報キャンペーンを展開し、県民の皆様に対する赤十字思想の普及と活動資金へのご協力をお願いしていきます。

(2) 赤十字活動資金の募集

従前より町内・自治会等のご協力のもとで実施している戸別の活動資金募集方式を補完する仕組みとして、口座振替による納入、クレジットカード決済やコンビニエンスストアからの振り込み等、多様な方法による資金協力をお願いしていきます。

また、法人からの協力増強のための取り組みとして、ダイレクトメール送付や企業を直接訪問しての協力依頼に努めていきます。

その他にも、遺贈による寄付・相続財産の寄付の要望に対応するための取り組みを行うとともに、売り上げの一部が寄付となる活動支援型自動販売機の設置推進にも取り組んでいきます。

(3) 赤十字活動資金の募集目標

赤十字活動資金の募集目標額については、前年の実績やここ数年の推移を勘案して設定しました。今後も活動資金の増強に努めていきます。

◎令和2年度目標額

・一般活動資金	171,000千円
・法人活動資金	19,000千円
計	190,000千円

9. その他

(1) 日本赤十字社長崎県支部新社屋の建設

平成28年2月に日赤長崎県支部及び日赤長崎原爆病院の新築工事起工式を実施し、第Ⅰ期工事となる新本館が平成30年3月に完成し、5月に開院いたしました。

現在、旧病院跡地に第Ⅱ期工事として、当支部が移転する新社屋を建設しておりますが、令和2年2月10日に新社屋の仮引渡しが行われる予定であることから、2月末日を目途に新社屋への移転を計画しており、新社屋での業務を3月2日より開始したいと考えております。

また、日本赤十字社長崎県支部・長崎原爆病院新築工事竣工記念式典・祝賀会を3月22日に開催いたします。

10. 医療事業

日本赤十字社 長崎原爆病院

日本赤十字社長崎原爆病院は、昭和 33 年 5 月に開設以来、被爆者の医療・健康管理と赤十字病院としての社会的使命という 2 つの役割を担っており、被爆者医療はもとより在韓被爆者の健康診断・健康相談のための医師等の派遣、在外被爆者にかかる渡日治療、健康診断及び医師の研修受入など国際的使命も果たしています。

また、災害被災者の救護活動、臨床研修医師の養成、急性期疾患対応の地域中核医療機関として救急告知指定病院・輪番制第二次救急医療機関の役割を果たしているほか、地域がん診療連携拠点病院・地域医療支援病院として地域医療の推進に全力で取り組んでいます。

平成 27 年から、現在地において新病院建設に取り組んでおりましたが、令和 2 年 2 月に新別館が完成し、3 月にグランドオープンします。

ところで、令和元年 9 月 26 日、厚生労働省は、平成 29 年 6 月の診療実績の分析結果を基に、再編統合の議論が必要な公立・公的医療機関として、全国 424 病院（うち日赤 23 病院）、本県 7 病院（当院、諫早原爆含む）の医療機関名を公表し、残念ながら当院がそれに含まれることになりました。

これに対し、当院は、これまで既に病床の 1 割削減を行い、訪問看護ステーション開設のほか、新病院完成後は、18 床の緩和ケア病床への機能転換、災害拠点病院の指定申請等地域医療構想に沿って取組んできたところであります。

今回、国が対象とした疾患は、心疾患、脳卒中、小児医療、周産期医療など、心臓血管外科、脳外科、小児科、産科を持たない当院には厳しい内容でしたが、指摘を真摯に受けとめ、公的病院として地域に必要とされる病院と認めていただけますよう、さらなる病院機能の見直しを進めるとともに、医療機能の充実に取組み、今後とも、地域における医療ニーズの動向や変化に柔軟に対応した病院運営に努めていきます。

なお、令和 2 年度の主要事業計画は、次のとおりです。

(1) 診療体制の充実

IMRT などの最新鋭の放射線治療や PET-CT 検査により診療機能の向上や充実に図るとともに、診療の専門性を高め、高度で良質な医療の提供を行っていきます。

① 診療目標（入院）

病院の機能別役割分化の推進に合わせ、一般急性期病院としての DPC(入院料包括算定)対象病院、7 対 1 入院基本料体制 (247 床)、HCU6 床、地域包括ケア病床 44 床、緩和ケア病床 18 床とし、病床稼働率は、一般 93%、緩和ケア 75%を目標に、急性期医療を提供する病院としての充実に図っていきます。

なお、病診・病病連携の充実強化を図り、新規入院患者の確保を図っていきます。

◎ [入院患者] 目標数値

入院患者延数	1 日平均患者数	1 人 1 日当り診療単価
105,900 人	290.1 人	一般 64,500 円、緩和ケア 51,000 円

②診療目標（外来）

外来化学療法、外来放射線治療並びに頭痛外来、糖尿病専門外来等の充実を図るとともに地域医療機関との連携を強化していきます。

◎【外来患者】目標数値

外来患者延数	1日平均患者数	1人1日当り診療単価	紹介患者数
118,000人	487.6人	26,000円	6,000人

(2) 被爆者医療の推進

被爆者の方々が年々減少していく中、当院は医療における被爆者の心の拠り所になっており、引き続き被爆医療の充実に取り組んでいきます。特に被爆者に増加しているがんに対する診療の充実を図ります。

(3) 災害救護活動

未曾有の被害をもたらした東日本大震災及び東電福島第一原発事故、熊本地震災害への救護活動の経験を活かし、今後も、日赤長崎県支部との連携のもと災害救護活動及び緊急被ばく医療に積極的に取り組みます。

日本赤十字社の原子力災害の救護活動においては、放射線環境下での救護活動を安全・適切に行うためのアドバイザー病院の役割を担っています。

また、長崎 DMAT 指定病院として、DMAT 隊員の派遣や日赤長崎県支部の判断に基づく災害救護班要員の派遣に対応できるように研修・訓練に取り組み、災害医療従事者の技術向上に努めます。

さらに、新病院の建設を機に災害拠点病院としての指定を目指すこととしています。

(4) 医療連携の充実

①地域連携

地域医療機関と緊密に連携し、地域完結型の良質な医療を提供します。

「あじさいネット」を活用した診療所への迅速かつ適切な診療情報の提供のほか、「学術講演会」や「地域連携公開講座」の定期的開催など当院医療の特色や取り組みを紹介し、地域医療に貢献します。

また、地域医療支援病院として、紹介率及び逆紹介率の向上や開放型病床の運用を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療連携の強化を図ります。

②院内連携

多職種が協働・連携して「P F M（ペーシェント・フロー・マネジメント）」を推進し、「患者・家族の満足度の向上」、「医療職の業務協力による入退院支援の効率化」、「経営貢献と地域連携の拡充」に努めていきます。

(5) 訪問看護の強化

在宅での療養を支援するため、平成30年4月から訪問看護ステーションを開設しております。在宅で安心して療養できる体制の整備に努め、がん診療拠点病院として悪性疾患患者の訪問看護を中心に介入するとともに令和2年6月に開設予定の緩和ケア病棟との連携を推進していきます。

(6) 5 疾病 5 事業への取り組み

医療法に掲げる 5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）の中では、平成 25 年度に PET-CT を導入したことにより、更に高度のがん診療体制が整ったことで、被爆者医療の向上と地域医療機関に対して、地域がん診療連携拠点病院としての責務を十分に果たします。

また、糖尿病、急性心筋梗塞、救急医療、災害医療の地域中核医療機関としての役割を適切に果たします。

(7) がん診療への取り組み

当院は平成 14 年 12 月に厚生労働大臣より「地域がん診療連携拠点病院」として承認を受け、がん医療の水準均てん化を目指し、院内がん登録の促進、医療従事者のがん関連研修の充実、また、がん相談支援の充実、市民向け「がんフォーラム」の開催など地域に根差した取り組みを継続して行います。

また、平成 25 年 8 月に厚労省より発表されたがん診療提供体制において、特定の職種である放射線治療医師、化学療法医師等については、専任（5 割以上 8 割未満勤務）から専従（8 割以上勤務）への指定要件が変更され、当院においても平成 26 年 1 月に新たに専従の放射線治療医を確保するなど、人材確保及び育成に力を入れ、「地域がん診療連携拠点病院」として、がん診療を行っていきます。

(8) 救急医療の充実

救急告示指定病院、病院群輪番制病院として救急医療の更なる充実を図ります。

救急患者の受入体制、院内連携の強化、医療連携の強化を図り、救急部門の円滑な業務運営を推進します。

また、放射線科医が在宅にて画像診断を行うシステムを導入し、よりの確で迅速な診断に取り組んでいます。

(9) 医療安全対策・感染防止対策・教育研修の充実

医療安全の推進については、「医療事故防止のための安全体制の確立」、「感染防止対策の推進」、「医療機器及び医薬品の安全管理の充実」を重点目標とし、医療安全推進室と感染防止対策チームを中心に業務を推進します。

また、平成 30 年度からの新たな取り組みとして、長崎みなとメディカルセンターと相互評価及び小江原病院への評価を行っています。

なお、感染防止対策チームは大学病院及び長崎みなとメディカルセンターへ互いに赴いて、相互に感染防止対策の評価を行っています。

また、長崎掖済会病院と合同で定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを実施するなど、地域全体での感染防止対策へ積極的に取り組んでいきます。

加えて、高度で良質な医療の提供は、医療に関わる人材の育成と確保が不可欠であり、教育研修推進室を中心に教育研修を推進していきます。

更に、専門知識と技能を有した職員を計画的に育成、確保するため、専門領域に特化した認定の取得を積極的に支援していくとともに、特定行為看護師育成についても検討し、認定看護師等の資格取得者を院内・院外で有効活用し医療の充実を図っていきます。

(10) 経営の安定と効率化

経営の安定や診療報酬体系に的確に対応した収益の確保と徹底した費用の抑制を図ります。

①効果的な病床管理

平成 26 年 10 月から設けた地域包括ケア病棟（1 病棟 39 床）は、新病院では 44 床となり、効果的な病床管理に努めていきます。更に、新病院においては、全体の病床運用に関する規定を明確にし、より効率化を図っていきます。

②DPC 分析による診療体制の見直し

DPC 分析による医療内容の検討を行ない、クリティカルパスの見直し、平均在院日数の短縮、医療資源投入量過多の見直しなど、経営の改善を図ります。

③後発医薬品の使用促進

安全性などを検討のうえ、後発医薬品（ジェネリック）の導入を促進します。

④経営計画の策定

病院機能分化の取り組み、病床稼働率向上対策、地域連携強化に重点を置き、経営の基盤を創ります。

⑤競争入札制度の推進

競争入札制度の活用により、契約の透明化とコスト削減をより一層推進します。

また、委託業務について、可能な限り競争原理を働かせるとともに効果的な業務の推進を検討していきます。

⑥請求漏れ防止対策の推進

診療費滞納の縮減と保険等査定減など請求漏れ防止に向けての対策により収益の確保を目指します。

⑦省エネ対策の推進

地球環境保護の視点に立って、院内の省エネ対策を推進しコスト削減につなげます。

⑧日本医療機能評価受審の準備

当院は理念達成に向け、安全・安心、信頼と納得の得られる質の高い医療サービスを効率的に提供するために、改善活動に努めています。新病院開院を機に、第三者による評価を受け、病院体制の一層の充実や医療の質の向上を目指すべく、プロジェクトを組織し、受審への取り組みを開始します。

(11) 国際活動の充実

①国の海外在住の被爆者検診・治療対策事業

医療チームの韓国及び南米への派遣と渡日治療者の増加に合わせた体制を整備し実施協力いたします。

②海外技術研修員受入事業及び国際協力支援活動

海外技術研修員の受入及び長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（NASHIM）への協力推進を行います。

③国際医療救援

国際医療救援に参加できる人材の育成に努めます。

(12) 臨床研修医指導体制と看護師の養成

初期臨床研修医の必修化（2年間）とスーパーローテーション制度に対応する臨床研修指定病院としての指導体制の充実、或いは臨床研修病院としても魅力ある教育施設として管理型研修医の増加を目指します。

更に、後期臨床研修医の養成として日本赤十字社認定の研修プログラムにより後期臨床研修医の養成、並びに、長崎大学病院からの後期臨床研修医受入を行います。

また、赤十字看護師養成においても日赤長崎県支部の看護大学奨学生支援事業に積極的に協力します。

(13) 新病院の建設

新病院の建設については、平成 27 年 11 月に建設に着手したところですが、地上 15 階建の本館が平成 30 年 3 月に完成し、5 月に開院しました。さらに、令和 2 年 2 月に地上 4 階建の新別館が完成し、3 月にグランドオープンします。

また、令和 2 年 6 月の緩和ケア病棟の運用開始に向けて、緩和ケア医療の体制整備・仕組み作りなどに取り組み、緩和ケアの質向上に努めていきます。

新病院の開院を契機に、今後ますます地域の皆様や医療機関のニーズに応えるべく、被爆者医療及び地域医療により積極的に貢献してまいります。

(14) 働き方改革の推進

国が進めている働き方改革について、当院は、「職員の負担軽減委員会」を設置し、長時間労働を改善するため業務の見直しや職員研修を実施し、適正な労働時間の実現に向け取り組んでいきます。また、効率性と生産性を考え、より質の高い医療の提供の為にそれぞれの専門性を軸に役割を発揮するチーム医療を推進していきます。

日本赤十字社 長崎原爆諫早病院

日本赤十字社長崎原爆諫早病院は、平成 14 年 4 月に被爆者援護法健康診断特例対象地域の是正により多良見町が含まれたことに伴い、当地域の被爆者医療への貢献を勘案し、旧長崎県立成人病センター多良見病院の委譲を受けて、平成 17 年 4 月 1 日に開設されました。

長崎県央・県南地域の中核被爆者の診療と健康管理はもとより、地域の医療サービスの拡大、二次救急輪番病院としての貢献、結核措置入院施設としての役割を担う等、医療の質の向上と赤十字病院としての使命を遂行すべく、長崎原爆病院との連携を密にして日々研鑽しています。

令和 2 年度の主要事業計画は、次のとおりです。

(1) 診療体制の充実

①診療目標（入院）

地域の医療機関との連携を密にして入退院を促進し、内科系急性期病院としての医療機能の充実を図ると共に、患者サービス及び医療の質の更なる向上に努めます。

平成 28 年 10 月からは地域包括ケア病床を 12 床から 52 床に増床しており、高度急性期病院からの患者受入体制に力を入れていきます。

病床稼働率を 83.5%（一般病床 83.0%、地域包括ケア病床 95.0%、結核病床 55.0%）以上を目標としています。

◎【入院患者】目標数値

	入院患者延数	1 日平均患者数	1 人 1 日当り診療単価
一般病棟 (一般+地域包括)	33,481 人	91.7 人	36,576 円
結核病棟	4,015 人	11.0 人	31,333 円
合 計	37,496 人	102.7 人	36,015 円

②診療目標（外来）

医療連携室及び広報活動等の促進により、地域の医療機関との連携を強化していきます。

◎【外来患者】目標数値

外来患者延数	1 日平均患者数	1 人 1 日当り診療単価
31,460 人	130.0 人	15,691 円

(2) 被爆者医療の推進

被爆者の方々が年々高齢化していく中、日本赤十字社長崎原爆病院との医療連携のもとで、引き続き県央・県南地域の被爆者の健康管理と疾病の診断・治療に取り組んでいきます。

(3) 災害救護活動

常備救護班要員 2 個班の出動態勢を整え、万一災害発生時には長崎県支部及び長崎原爆病院との連携のもと、迅速な災害救護活動が行なえるよう備えてあります。

(4) 地域医療連携の充実

医療連携室を充実させ、地域の医療機関との連携を一層密にし、「あじさいネット」を活用した迅速な診療情報の提供に努め、紹介・逆紹介の促進及び訪問看護事業の充実を図っております。また、平成30年6月からは医師による訪問診療を開始し、内科系の地域中核病院として地域医療に貢献します。

目標数値

紹介率	逆紹介率
50.0%	70.0%

(5) 健診事業の充実

人間ドックを主体とした健診事業については、各科の専門医による検査・診断体制など、当院の特色を打ち出し、健診実施団体へのPR活動を積極的に行い受診者の増加を図ります。

また、生活習慣病予防健診や特定健診・特定保健指導についても積極的に関わっていきます。

(6) 救急医療の充実

救急告示病院、二次救急輪番病院として、内科系救急医療の更なる充実を図ります。

救急患者の受入体制、院内における連携体制等の強化、病病・病診連携の強化を図り、救急部門の円滑な業務運営を推進します。

(7) 結核医療

長崎県央・県南医療圏域の結核措置入院施設としての役割を担い、政策医療を継承していきます。

(8) 保健活動

呼吸不全外来、禁煙外来、糖尿病教室等を定期的で開催します。

また、呼吸ケア看護外来の充実を図るとともに、患者の会へ積極的に参加するなど地域に密着した保健活動の更なる強化を図ります。

(9) 訪問看護

訪問看護ステーションの充実を図り、在宅医療・在宅介護の相談指導を実施し、在宅で看護及び介護を必要とする地域の住民の方々に適切な訪問看護を提供するよう努めます。

(10) その他

感染症の専門病院として、又、睡眠医療の認定施設として地域医療に積極的に貢献し、地域のニーズにあった医療機関として、地域住民から信頼されるよう更なる医療の充実に努力します。

11. 血液事業

長崎県赤十字血液センター

血液事業においては、国の要請に基づき、長崎県民をはじめ各事業所・各種献血協力団体の理解と協力を得ながら、管内の医療機関が必要とする輸血用血液のすべてを献血により確保しています。

日本赤十字社は、平成15年7月30日に施行された血液新法（「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」）に対応して、血液事業に関する権限と責任を明確にした組織体制を構築するため、平成16年10月1日「血液事業本部」を設置しました。

また、平成24年4月1日より「日本赤十字社九州ブロック血液センター」を設置し、これまでの都道府県単位とした事業運営体制から、九州全体での広域的な体制へ移行し、事業運営に当たっております。

献血者確保については、若年層の献血が年々減少していることから、献血の重要性を伝える献血セミナーの実施、年間献血回数を増やしていくための施策に取り組むなど、県・市町と一層連携を密にし、特に400mL献血及び成分献血をより強力で推進していきます。

献血者の方々に対しては、献血の安全性・必要性への理解を得るために献血時に十分な説明を行い、問診事項に適切に答えて献血していただくよう努めていきます。

固定施設として長崎県赤十字血液センターで献血を実施していましたが、効率的運営を目的として平成27年4月に休止しましたので、献血ルーム2か所及び移動献血車での採血を一層強化してまいります。

輸血用血液製剤の供給業務については、平成29年4月より島原地区を医療機関に備蓄する体制に移行し、長崎県全域が業務委託体制から直配体制及び医療機関備蓄体制に移行しました。

しかしながら、島原、下五島、上五島、壱岐、対馬の各地区における備蓄医療機関からの血液供給に関して、法令上の問題が懸念されたことから、血液事業本部より全国の備蓄医療機関制度廃止が通知されました。これに伴い、平成31年4月から備蓄医療機関体制は廃止し、血液センターからの直接配送になりました。

販売管理基準に基づき、より高度な供給体制の確立を図るとともに、医療機関に対する安全かつ安定した血液製剤の供給に努めていきます。

これからも、学術情報部門から医薬情報の提供・情報収集を行い、医療機関との協力体制の充実強化を図るとともに、日本骨髄バンクのデータセンターとして登録業務等に協力していきます。

(1) 採血供給計画

①採血計画

(単位：人)

区分	200mL 献血	400mL 献血	成分献血	合計	稼動日数
献血ルーム	639	8,007	18,413	27,059	622日
移動献血車	23	30,306	0	30,329	638台
オープン	0	0	0	0	0日
合計	662	38,313	18,413	57,388	
構成比 (%)	1.1	66.8	32.1	100.0	

②供給計画（血液製剤）

（単位：本）

区 分	200mL 献血由来	400mL 献血由来	成 分 献血由来	合計	200mL 換算
全血製剤	0	0	—	0	0
赤血球製剤	360	36,905	—	37,265	74,530
血漿製剤	72	2,640	4,920	7,632	15,264
血小板製剤	—	—	10,272	10,272	102,720
合 計	432	39,545	15,192	55,169	192,514

③血漿分画製剤用原料血漿確保計画

（単位：L）

種 別	凝固因子用	一 般 用	計
血漿量	0	12,727	12,727

(2) 献血の推進対策

長崎県の献血推進計画を基に、次の方策を推進します。

①行政機関献血推進担当者との連携

保健所地区献血担当者会議、市町献血及び骨髄ドナー登録推進事業担当課長等会議等に出席し、献血思想の普及に向けての県及び市町の計画的献血推進に協力並びに連携強化に努めるとともに、血液事業の現状に理解を求めていきます。

②献血団体に関する対策

職域・各種学校及びライオンズクラブ・国際ソロプチミスト・ロータリークラブ・青年会議所・学生献血ボランティア連盟等各種団体の協力を得て献血実施に努めます。

さらに国をはじめ関係行政機関が実施する献血思想の普及啓発に協力し、各種の献血団体の育成に努めます。

③各種キャンペーンの積極的展開

関係各機関・団体の協力を得て、各種キャンペーン及びイベントを実施します。

ポスター、チラシの配布等により献血思想の普及啓発に努めます。

- ・ 愛の血液助け合い運動 7月1日～31日 （全国的に展開）
- ・ 全国学生クリスマス献血キャンペーン 12月1日～31日 （全国的に展開）
- ・ はたちの献血キャンペーン 1月1日～2月28日 （全国的に展開）

④若年者献血推進の強化

10歳代、20歳代の若年者の献血者の確保が大きな課題であるため、高校、大学等学校との連携関係を築き、若年者の献血推進の強化に努めます。

10歳代～30歳代における献血者減少の要因を分析し、学童期も含めた若年層に献血セミナーを実施し、複数回献血の一層の推進を図り、献血者の受け入れを積極的に推進します。

⑤ マスコミへの協力依頼

マスコミ活用による献血推進の周知効果は高く、更に積極的な協力を依頼します。

(3) 受入体制

* 献血ルームの献血推進活動及び施設環境の充実

成分献血・400mL 献血者の増加を図るため、地方公共団体・関係機関並びに事業所の献血推進、各種の献血団体の育成、各種イベント等の実施によりその確保に努めます。

また、気持ちよく献血していただけるよう、施設の環境整備・充実に努めます。

(4) 採血・検査・製造に関する対策

* 安全な輸血用血液の確保対策

採血・検査・製造に万全を期すため各標準作業手順書を遵守し、機器の整備・品質管理の向上・安全性の確保に努めます。

但し、検査業務・製剤業務は日本赤十字社九州ブロック血液センターで実施しています。

(5) 供給に関する対策

① 安全確実な供給体制の整備

受注から出庫・供給まで業務並びに血液管理体制を定期的に点検し、血液事業情報システム導入により改訂された業務手順を遵守し、安全で確実な供給体制の整備に努めます。

平成 28 年 4 月から長崎県における委託中心の供給体制から直接供給する直配体制へ切り替えを開始、平成 29 年 4 月からは、島原地区も医療機関に血液製剤を備蓄する供給体制に移行したことで、県内の供給委託体制を終了しており、より安定かつ安全な輸血医療を目指します。

② 輸血用血液の安定確保並びに有効利用

医療機関の要請に常に対応出来るよう、時期的不足・在庫過剰に配慮し、需要予測に基づく供給計画を活かしながら、医療機関に対しても適正使用の推進に努めます。

③ 新鮮凍結血漿の貯留保管の実施

有効期間が 1 年間と長い新鮮凍結血漿について、6 ヶ月間の貯留保管を実施しています。

これにより、遡及調査の対象となった場合、該当する新鮮凍結血漿を特定し、出荷停止することにより、一層の安全性が高まります。

④ 医療機関のニーズの把握

血液事業をとりまく環境は目まぐるしく変化しています。自己血輸血の普及、末梢血幹細胞移植等に関する情報を医薬情報活動により提供するとともに、医療機関のニーズを収集し、血液センターとして対応可能なものについてはブロックセンターと協力し、医療への貢献に努めます。